

財産をもらったとき

贈与税のしくみ

個人から財産をもらったときは贈与税の課税対象となり、会社など法人から財産をもらったときは一時所得として所得税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

暦年課税

その年の1月1日から12月31日までの1年間に個人から贈与を受けた財産の価額を合計します。

次に、その合計した金額（課税価格）から基礎控除額110万円を控除した残額について、下記の速算表により贈与税額を計算します。

●贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

<計算例>

500万円の贈与を受けた場合

$$\frac{\text{(課税価格)} - \text{(基礎控除額)}}{\text{(基礎控除後の課税価格)}} \times \text{(税率)} - \text{(控除額)} = \text{(贈与税額)}$$

$$\frac{(500\text{万円} - 110\text{万円})}{(500\text{万円} - 110\text{万円})} \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円}$$

相続時精算課税

「相続時精算課税」は、贈与を受けた時に贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなった時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。

この制度は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

なお、一度この制度を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」の適用を受けることはできません。

●対象者等

①贈与者

贈与をした年の1月1日において65歳以上である親

②受贈者

贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であり、贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときには20歳以上である孫）



●贈与税額の計算

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計金額（課税価格）から2,500万円の特別控除額（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合には、その金額を控除した残額）を控除した残額に、20%の税率を掛けた金額の合計額が贈与税額となります。

（注）特別控除は、控除を受ける金額などの一定の事項を記載した期限内申告書の提出がある場合に限り適用することができます。

●この制度を選択するには

贈与税の申告期間内に、「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して提出しなければなりません。

（注）贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」及び贈与税の申告書の提出がない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

この届出書には受贈者の戸籍の謄（抄）本や戸籍の附票の写し、贈与者の住民票の写し、贈与者のこの届出書の提出により相続時精算課税の適用を受ける財産の贈与をしたことを証する書類など一定の書類を添付しなければなりません。

なお、過去に相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受ける財産について、相続時精算課税の適用を受ける場合は、贈与税の申告期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。

<計算例>

子が親から2年にわたり財産の贈与（1年目に1,500万円、2年目に1,800万円）を受け、1年目から相続時精算課税の適用を受ける場合

（1年目の計算）

$$\frac{\text{(課税価格)} - \text{(特別控除額)}}{\text{(特別控除後の課税価格)}} = 0\text{円}$$

$$1,500\text{万円} - 1,500\text{万円} = 0\text{円}$$

贈与税はかかりません。

（2年目の計算）

$$\frac{\text{(課税価格)} - \text{(特別控除額)}}{\text{(特別控除後の課税価格)}} = 800\text{万円}$$

$$1,800\text{万円} - 1,000\text{万円} = 800\text{万円}$$

$$800\text{万円} \times 20\% = 160\text{万円}$$

※特別控除額の計算

$$2,500\text{万円} - \text{(1年目の控除額)} = 1,000\text{万円}$$

「配偶者控除」の特例

婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。



給与所得者の税「夫婦と税くパートと税」……………P9参照

住宅取得等資金の贈与の特例

【相続時精算課税選択の特例】

平成17年12月31日までに、住宅取得等資金の贈与を受けた場合、次の要件のほか一定の要件に当てはまれば、贈与者が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

●特例の対象となる贈与

- ①住宅の新築、新築住宅の取得又は建築後20年以内(マンション等の耐火構造の場合は建築後25年以内)若しくは地震に対する安全性に係る一定の基準に適合する中古(既存)住宅の取得の対価に充てるために受ける金銭の贈与
- ②居住の用に供している住宅の増改築等(増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上であるもの)の費用に充てるために受ける金銭の贈与

※①又は②の住宅は日本国内にあり、床面積(増改築等の場合は増改築等後の床面積)が50m²以上であること
 ※上記①及び②には、これらの住宅とともに取得するその敷地の用に供されている土地等を含みます。

●「相続時精算課税選択の特例」を受けるには

- ①受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であり、贈与者の推定相続人である子(子が亡くなっているときには20歳以上である孫)であること
- ②贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その資金の全部を居住用の住宅の新築若しくは取得又は増改築等の費用に充てること
- ③贈与を受けた翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれること

●特例を受けるには期限内申告が必要です

贈与税の期限内申告書にこの特例を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、住民票の写し、登記事項証明書など一定の書類を添付しなければなりません。

(注) 贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」及び贈与税の申告書の提出がない場合には、この特例の適用を受けることはできません。

【住宅資金特別控除の特例】

平成17年12月31日までに、住宅取得等資金の贈与(相続時精算課税の適用を受けるものに限られます。)を受けた場合に、次の要件に当てはまれば、2,500万円の特別控除額のほかに1,000万円の住宅資金特別控除額を控除することができます。

●特例の対象となる贈与

「相続時精算課税選択の特例」の場合と同じです。

●住宅資金特別控除の特例を受けるには

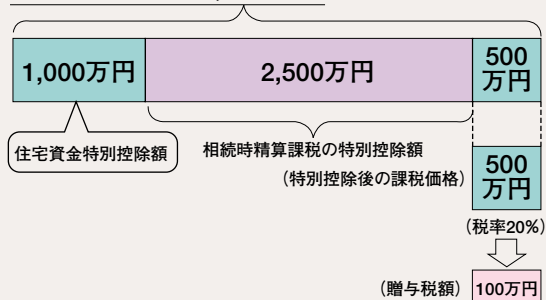
「相続時精算課税選択の特例」の場合と同じです。

●特例を受けるには期限内申告が必要です

「相続時精算課税選択の特例」の場合と同じです。

〈計算例〉

住宅取得等資金(4,000万円)の贈与を受けた場合



【贈与税額の計算(暦年課税)の特例】

平成17年12月31日までに、父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けたときは、一定の要件に当てはまれば、1,500万円までの部分について5分5乗方式(贈与を受けた財産の価額を5分の1して税額を計算し、その税額を5倍して納税額を算出する方法)により贈与税額を計算する特例を受けることができます。

この特例を受けると、550万円までの住宅取得等資金の贈与については贈与税はかかりません。

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に住民票の写しなど一定の書類を添付しなければなりません。

(注) 相続時精算課税を適用した場合、その贈与者からの贈与についてはこの特例の適用を受けることはできません。また、平成15年1月1日以後の贈与についてこの特例を受けた場合には、贈与の年以後5年間は、その贈与者からの贈与について相続時精算課税を選択することはできません。

申告と納税

平成17年分の贈与税の申告の税務署窓口での相談及び申告書の受付は、平成18年2月1日(水)から平成18年3月15日(水)までです。なお、税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は送付又は税務署の時間外文書収受箱に投函することにより提出することができます。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりません。贈与税額が10万円を超え、かつ、納期限(納付すべき日)までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合は、申請により5年以内の年賦で納める延納の制度があります。この場合には利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要です。また、贈与税については、財産を贈与した方と贈与を受けた方との間で連帯納付の義務があります。

